

令和7年度 石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念  
文化観光振興支援補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、「石見銀山遺跡とその文化的景観」の世界遺産登録20周年および石見銀山発見500年を迎えるにあたり、石見銀山遺跡または石見銀山遺跡に関連する文化資源や地域の魅力を観光客に伝え、周年以降の観光消費額の増加につなげる取り組みに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては大田市補助金等交付規則(平成17年大田市規則第45号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、市内に事業所又は住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業活動を行う中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるものをいう。以下同じ。)
- (2) 中小企業者の団体
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 市内の地域資源の活用により付加価値の創出を目指す団体
- (5) 観光客の消費機会の拡大に資する取り組みを行う団体
- (6) その他、市長が適当と認める団体

(補助の対象等)

第3条 市は、令和7年度 石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念文化観光振興支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び経費並びにこれに対する補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

なお、次のいずれかに該当する事業は、対象外とする。

- ・申請者自ら企画し実施する事業と認められない事業
- ・国、県、市の他の補助事業の対象となっている事業
- ・政治的又は宗教的活動と認められる事業

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 事業収支予算書(様式第1号の3)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 この補助金の交付申請はそれぞれの事業について、単年度において1申請者につき1回のみとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、補助事業に着手した年度内とする。

(審査)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、補助金の受給資格を有するかを審査の上、補助金支給の適否及び補助金の額を決定する。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づき、内容が適当であると認めた補助事業について、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知する。

(決定内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、事業の内容を変更し、又は事業を中止する場合には、変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、その旨を補助金等交付変更決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、当該事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金交付の決定に係る市の会計年度の末日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績報告書(様式第5号の2)

(2) 収支決算書(様式第5号の3)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等交付確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業者等が当該補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、補助事業等の完了前に交付決定額の10分の8以内の額について交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金等交付決定取消通知書(様式第8号)によりその旨を補助事業者等に通知するものとする。この場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者等に対し補助金等返還命令書(様式第9号)により期限を定めてその返還を命ずる。

(帳簿の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、当該帳簿及び全ての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助事業の実施効果報告)

第14条 補助事業者は、補助事業終了後3年間、当該補助事業に係る過去1年間の事業状況について、別に定める日までに事業状況報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年9月5日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第3条関係)

補助金の名称	補助事業の内容	補助対象経費	補助率及び限度額
令和7年度 石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念文化観光振興支援補助金	「石見銀山遺跡とその文化的景観」の世界遺産登録20周年および石見銀山発見500年を迎えるにあたり、石見銀山遺跡または石見銀山遺跡に関連する文化資源や地域の魅力を観光客に伝え、周年以降の観光消費額の増加につなげる取り組み	広告費、印刷製本費、委託料、謝金・費用弁償、備品購入費、材料・消耗品等購入費、使用料及び借り上げ料、簡易な修繕に要する経費、通信運搬費、その他市長が必要と認める経費	当該補助対象経費の10分の10以内、限度額100万円

備 考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
- 2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。